

嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、嬉野市（以下「本市」という。）が実施する、嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務の受託候補者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務

(2) 業務の目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

なお、本市の圏域は、第1層嬉野市全圏域、第2層日常生活圏域（嬉野地区、塩田地区、吉田地区の3圏域）であり、本プロポーザルの対象は第2層嬉野地区とする。

(3) 業務内容

別添「嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務仕様書」参照

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 提案上限額

10,500,000円

本業務の委託契約は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における提案上限額は次のとおりである。

令和7年度 3,500,000円

令和8年度 3,500,000円

令和9年度 3,500,000円

(6) 業務担当部課

嬉野市市民福祉部福祉課

〒843-0392 嬉野市嬉野町下宿乙1185番地

電話：0954-42-3306 Email：fukushi@city.ureshino.lg.jp

担当：福祉課地域・高齢者福祉・介護グループ 井上、富永

3 スケジュール

公募時点において予定しているスケジュールは、以下のとおりである。

期 日	項 目
公募開始	令和6年12月19日（木）
質問書提出期限	令和6年12月26日（木） 15時必着
質問書への回答	令和6年12月27日（金）
参加申込書等の提出期限	令和7年 1月 8日（水） 17時必着
参加資格確認結果通知 及び審査会実施通知	令和7年 1月10日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年 1月22日（水） 17時必着
プレゼンテーション審査	令和7年 1月31日（金）
審査結果通知及び公表	令和7年 2月上旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 嬉野市内に主たる事業所等を有する法人であること。
- (2) 嬉野市税を滞納していないこと。
- (3) 嬉野市発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

5 質問について

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式4）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール（fukushi@city.ureshino.lg.jp宛て）

※電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

※件名を「嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和6年12月26日（木）15時（必着）までとする。

(3) 回答方法

令和6年12月27日（金）に嬉野市ホームページにて公表し、個別には回答しない。なお、回答は本要領等の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類【各1部】

① 参加申込書（様式1）

② 法人概要書（様式2）

添付書類：財務諸表（「貸借対照表」及び「損益計算書」最新1年分）

③ 法人登記簿謄本（法人登記事項証明書）

④ 納税証明書（市税の未納がない証明書）

なお、令和6年10月17日付けで公募した「嬉野市生活支援体制整備事業（第1層）業務公募型プロポーザル」に参加を申込み、その参加資格を有すると認められた法人については、②～④の書類の提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和7年1月8日（水） 17時必着

(3) 提出先

2（6）に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は市役所開庁日の9時～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

(5) その他

同日付けで公募している嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 塩田地区）業務公募型プロポーザル又は嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 吉田地区）業務公募型プロポーザルにおいて、本プロポーザルとは別の生活支援コーディネーターの配置を提案できる場合は、複数の応募も可能である。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類【各7部】

- ① 企画提案書（様式3）
- ② 参考見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

令和7年1月22日（水） 17時必着

(3) 提出先

2（6）に同じ

(4) 提出方法

6（4）に同じ

8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- (3) 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。
- (4) 関係書類の提出期限後において、追加・修正・変更は認めないものとする。
ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
ただし、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）に基づき公開する場合には使用することがある。

9 受託候補者の決定

(1) 選考方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

(2) 評価基準

評価の基準は、別添「嬉野市生活支援体制整備事業（第2層 嬉野地区）業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとし、提案内容の具体性及び実現性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。なお、参加者が1者のみの場合も審査を実施する。

(3) プレゼンテーションの実施

日時：令和7年1月31日（金）

場所：嬉野市役所（嬉野庁舎）3-1会議室

時間：準備5分、説明20分、質疑応答15分、片付け5分を予定

※プレゼンテーションの場における追加資料の配付は禁止とする。（パワーポイントの使用は可）

※プロジェクト及びスクリーンは、嬉野市のものを用意する。他の機器（パソコン等）は、各提案者が準備すること。

- ※詳細な日時や実施時間は、提出書類の提出期限後、別途通知する。
- ※プレゼンテーションは、提案内容を簡潔に分かりやすく説明すること。
- ※プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。

(4) 審査結果

審査結果については、すべての企画提案者に文書で通知するとともに選定した受託候補者については、嬉野市ホームページにて公表する。

なお、審査は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 契約に関する基本的事項

本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施し、受託候補者の決定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。

したがって、受託候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成し、随意契約の方法により契約を締結する。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 参考見積額が提案上限額を超える場合
- (3) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合
- (4) 選定の透明性、公平性を害する行為があった場合

12 留意点

- (1) 企画提案に関する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 本市から提供する資料以外は、企画提案者が独自で入手すること。
- (3) 公正な審査を妨害するおそれのある、すべての行為を禁止する。
- (4) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。
- (5) 参加申込書を提出した者が、提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を持参又は郵送にて提出すること。